

一般社団法人 長野市医師会

# 看護師養成所における 教員の柔軟な配置について

令和8年3月19日

# 1. 長野看護専門学校について

長野看護専門学校は、地域医療を支える実践力の高い看護職の育成を目的として昭和27年に設立された看護師等養成所。

## ■ 3学科（2コース）で看護師国家資格取得を目指す

第1看護学科（看護師養成3年課程）対象：主に高校卒業者等

▶ 3年間で看護師国家資格の取得を目指す全日制の学科

第2看護学科（看護師養成2年課程）対象：准看護師免許の保有者

▶ 准看護師免許を持つ方が、働きながら3年間で看護師資格を目指す、昼間定時制の学科

准看護学科（准看護師養成2年課程）対象：中学校・高校卒業者等

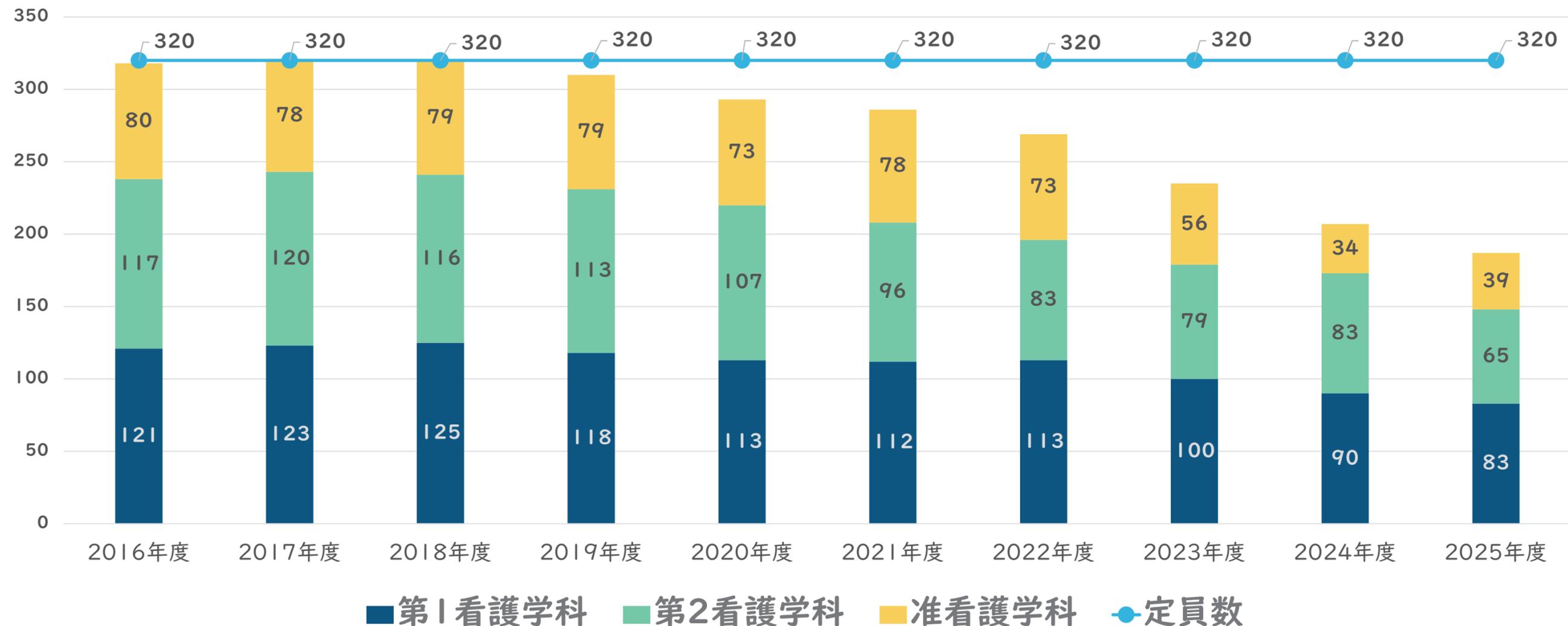
▶ 2年間で准看護師資格の取得を目指す



## 2. 本校の課題

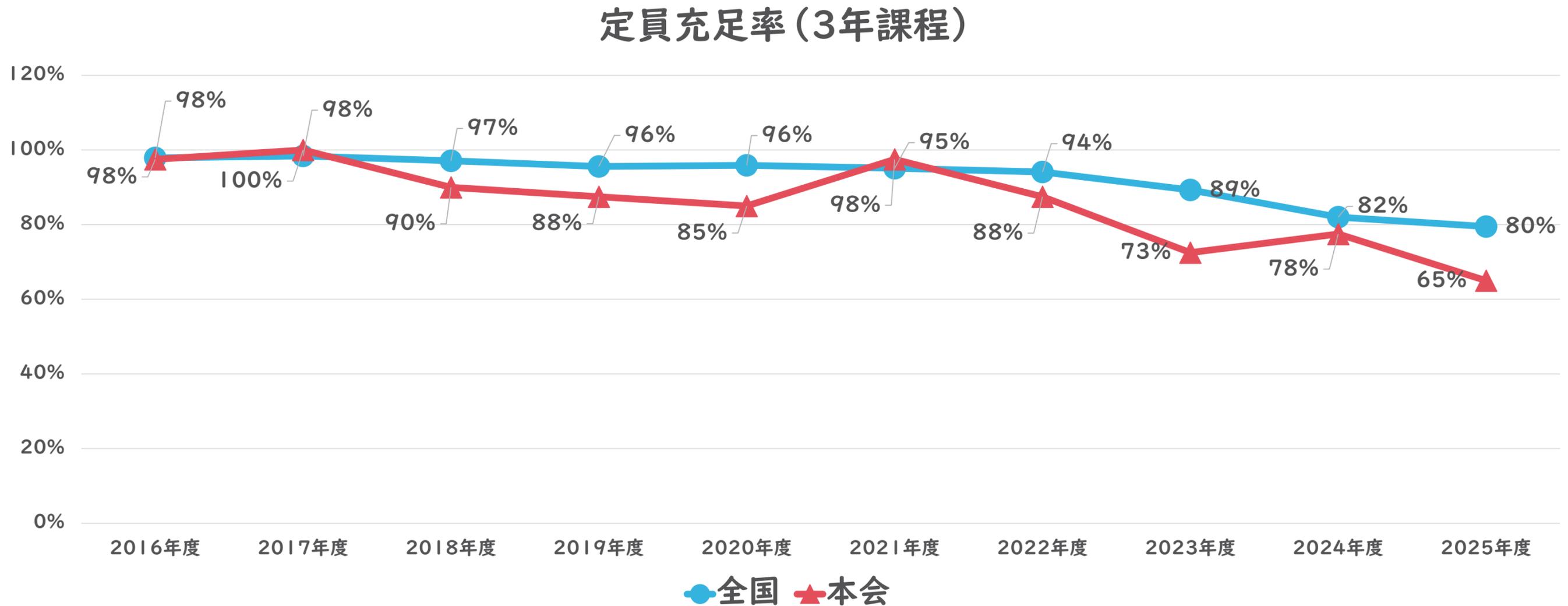
学生数の現状： 入学者減少によりすべての学科、学年において定員割れ。定員確保が急務となっている。

本校 在籍学生数および定員数の推移



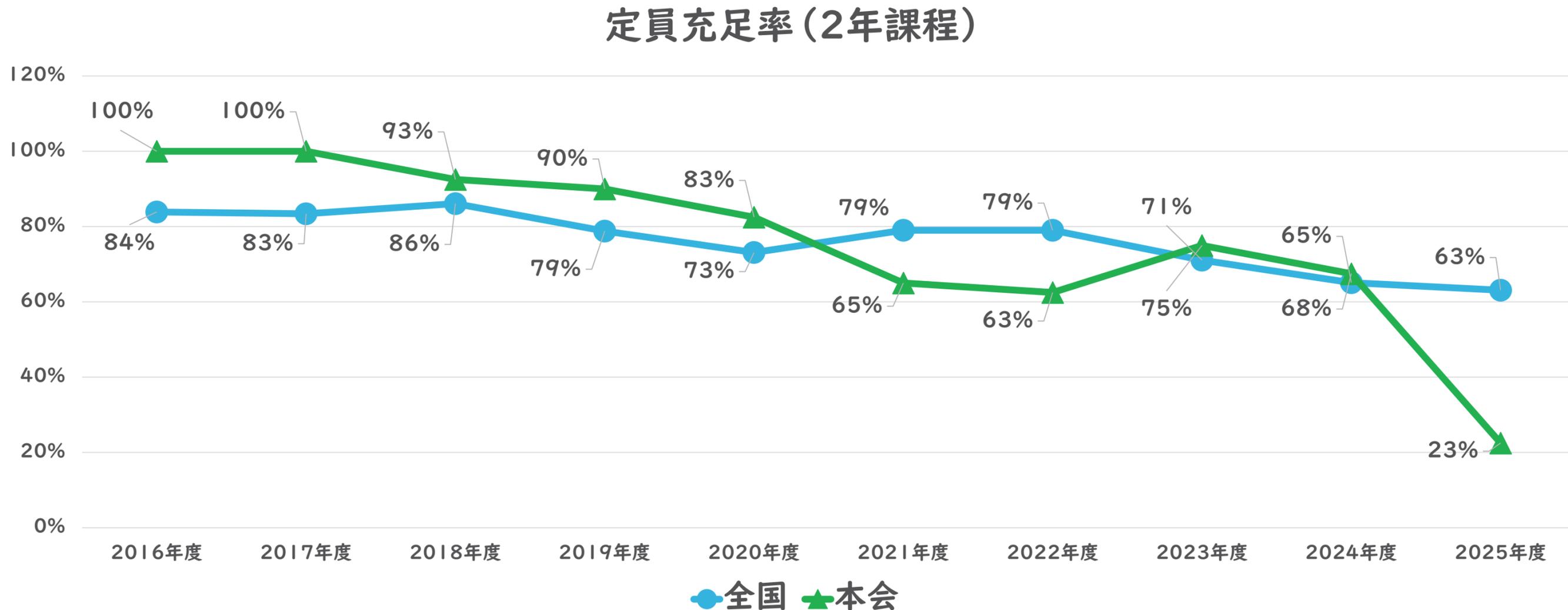
### 3. 看護師養成所の現状

定員充足率の低下 ▶ 全国的に学生数が減少しており、充足率が著しく低下している



### 3. 看護師養成所の現状

定員充足率の低下 ▶ 全国的に学生数が減少しており、充足率が著しく低下している



## 4. 地域医療における看護師養成の重要性

---

需要の増大：超高齢社会により介護現場等での看護師需要が高まる中、  
看護師養成の重要性がさらに高まっている

高い地元定着率：大学より専門学校卒業生の方が、地元就職を選ぶ傾向にある

存続の意義：地域に根差した専門学校は、地域医療を守る「人材供給の要」である

---

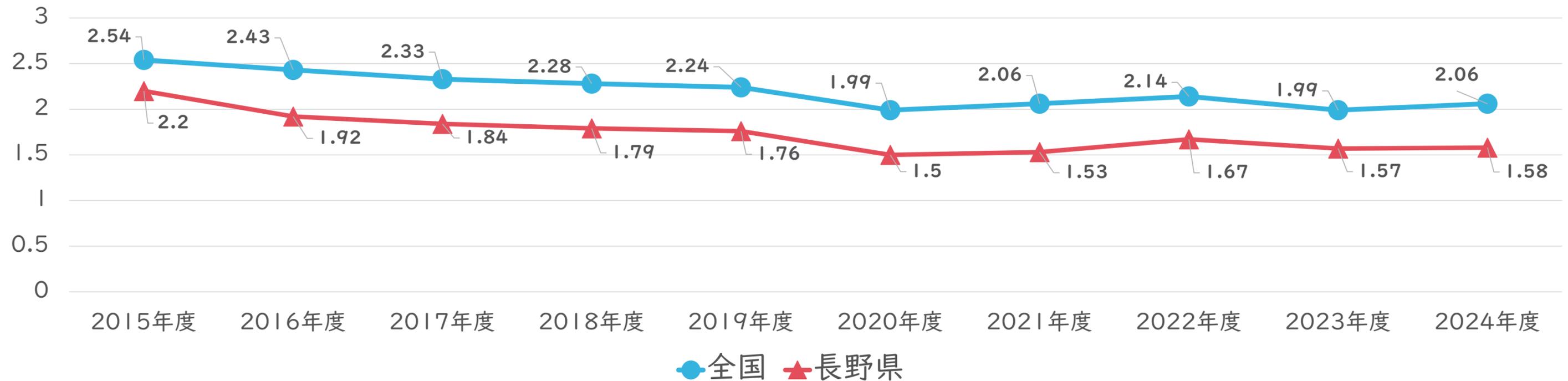
## 4. 地域医療における看護師養成の重要性

需要の増大：超高齢化社会により介護現場での看護師需要が高まる中、看護師養成の重要性がさらに高まっている

在宅医療や介護分野での需要が急増する一方で、長野県では少子高齢化による将来的な深刻な人手不足（1,000人以上の不足）が予測されており、単に養成数を増やすだけでなく、離職防止のための職場環境改善や、専門性の高い人材の育成が不可欠な状況。——第3期信州保健医療総合計画より

看護職員の有効求人倍率の推移

(単位:倍)

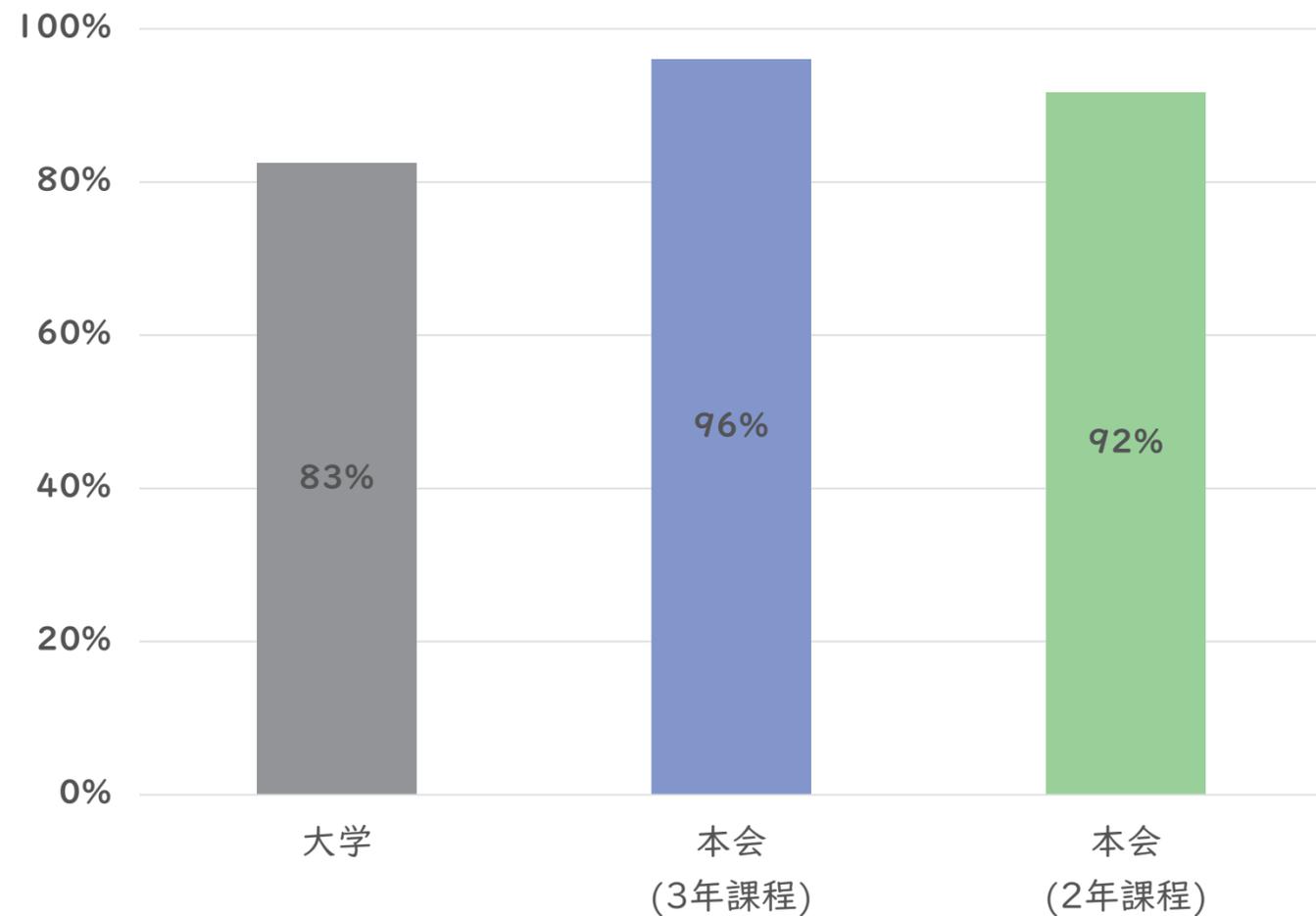


出典：厚生労働省 「一般職業紹介状況」 及び第3期信州保健医療総合計画

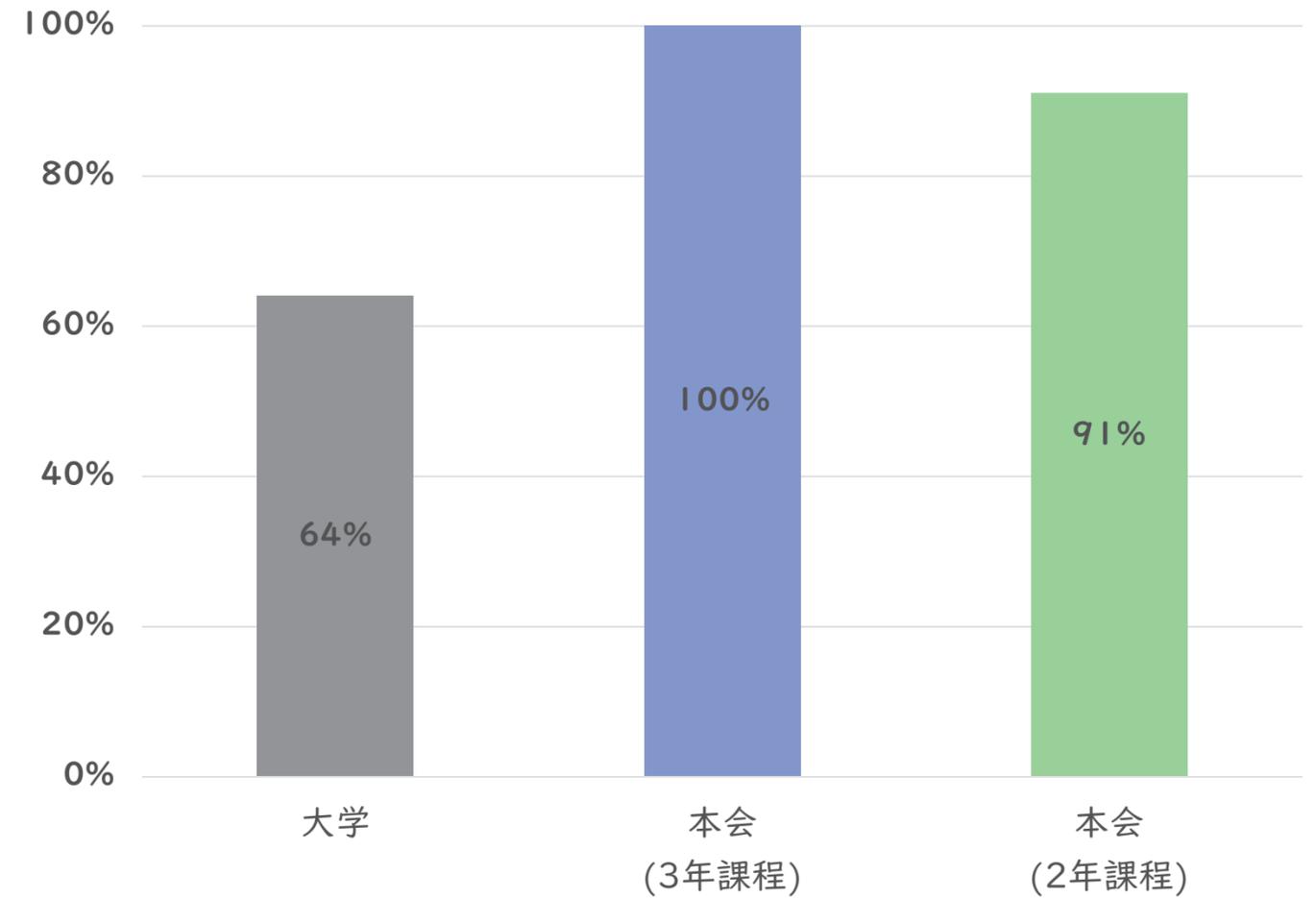
## 4. 地域医療における看護師養成の重要性

高い地元定着率：大学より専門学校の卒業生の方が、圧倒的に地元就職を選ぶ傾向にある

卒業生の内、看護師としての就業率



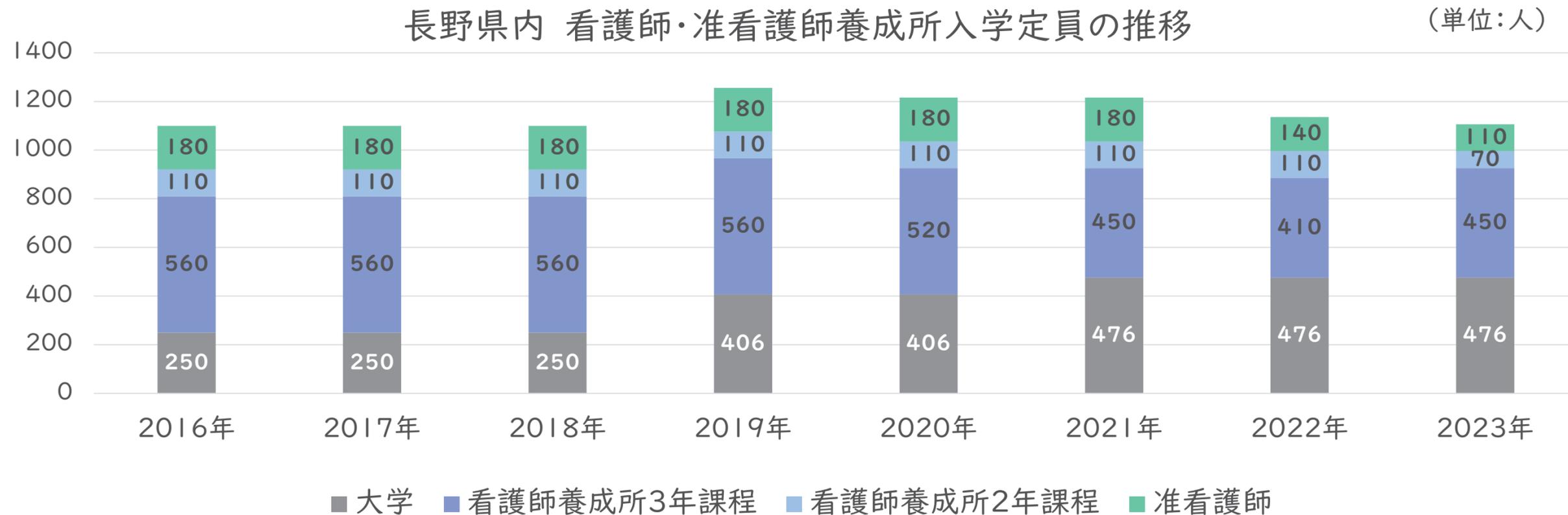
左記のうち、県内就業率



## 4. 地域医療における看護師養成の重要性

存続の意義： 地域に根差した専門学校は、地域医療を守る「人材供給の要」である

県内の看護師・准看護師養成所の定員は2019年をピークに減少。大学の増員（70名）を上回る専門学校の縮小（220名）により全体で150名減少しているが、総定員の約6割（630人）を担う専門学校等の役割は依然として極めて大きい。—— 第3期信州保健医療総合計画より



# 5. 地域医療における持続可能な看護教育と質の向上に向けて

---

## 看護師養成所（専門学校）の経営基盤の安定

看護師養成所は、地域医療を支える人材供給の要である。その安定した経営と教育継続のためには、時代の変化に即した「現実的かつ柔軟な人員配置」の運用が不可欠である。

---

## 教育手法の進化と質の担保

現行の規則は対面授業を前提としているが、現在はオンライン講義やオンデマンド教材といった、質を担保できる代替手段が普及している。「教授」の質の維持と「配置」の柔軟性を両立し、持続可能な看護教育モデルへの転換を提案する。

---

## 「教員の役割」の再定義

学生の学力層が広がる中、一律の講義よりも、個別の能力に応じた手厚いフォローが不可欠である。教員が対面で担う業務を、講義から「メンター・コンシェルジュ（個別指導・学修支援・進路支援）」へとシフトし、学修到達度の底上げを図る。

---

# 6. 教員配置に関する指定規則の現状と課題

## 1. 専任教員の配置

### 保健師助産師看護師学校養成所指定規則

○別表三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。  
○別表三の二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち七人以上（中略）は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。

### 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン

○専任教員は、看護師養成所及び准看護師養成所にあつては専門分野ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。  
○専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程（定時制を含む）にあつては8人以上、2年課程（全日制及び定時制）にあつては7人以上、2年課程（通信制）にあつては10人以上、准看護師養成所にあつては5人以上（当分の間、3人以上）確保すること。ただし、2年課程（通信制）にあつては学生総定員が300人以下の場合は、8人以上とする。

専任教員は専門分野ごとに配置する必要がある一方、

- ①一人当たりの科目数や定員数には定めがない
- ②総科目数や総定員数に関わらず下限数のみを一律に規定

## 2. 専任教員の課程を超えた配置

### 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン

○教員は、1の養成所の1の課程に限り専任教員となることができること。

3年課程と2年課程との異なる課程間での同一科目の同時開催ができない

## 7. 提案内容

### 教育の質維持と効率的運営を両立する「教員配置の弾力化」への提案



#### 専任教員配置基準の弾力化

専任教員数の基準を現状に合わせて見直し、  
柔軟な専任教員の配置を構築



#### 課程を超えた合同授業の実施

課程の枠を外し同一科目の同時開講  
運営効率化と、学生間の学習効果の向上を図る

- ▶ オンライン授業の導入を含め、複数校の同時受講や外部専門家の登用、学校間・専門家との連携を強化することで、教育の質を維持することは十分可能。